

1. はじめに
2. 著作権法改正の動向
3. 中国第3回改正商標法の成立

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所知的財産プラクティスグループでは、MHM Intellectual Property and Technology Newsletter Vol.4 を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 著作権法改正の動向

I. はじめに

文化庁の文化審議会著作権分科会では、今期、①出版関連小委員会、②法制・基本問題小委員会、③国際小委員会という三つの小委員会が設置され、①では出版者への権利付与等について、②では著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題について、③では、国際的ルール作り及び国境を越えた海賊行為への対応の在り方について、それぞれ審議が行われています。

本稿では、このうち、著作権法の改正に直接かかわる審議が行われている出版関連小委員会及び法制・基本問題小委員会における議論の最新状況についてご紹介します。

II. 出版関連小委員会

(i) 背景と経緯

現行の著作権法では、レコード会社や放送局等には著作隣接権が付与されていますが、出版者には固有の権利が付与されていません。従って、例えば、インターネット上に書籍の海賊版が流通している場合、これに対して出版者自身が差止請求権を行使することはできず、著作権者である作家が行使する必要があります。

近年、書籍や雑誌が、電子媒体としてインターネットを通じて配信される、いわゆる「電子書籍」が普及しつつあり、特に、2010 年は、「電子書籍元年」と評され、日本でも電子書籍ビジネスが大きな注目を集めました。また、コミック等の海賊版が、インターネット上に氾濫し、電子書籍ビジネスの成長を阻害しているとして、出版者が主体的に海賊版対策を行えるよう、出版者に何らかの権利を付与すべきであるとの主張が、特に出版業界を中心に強く唱えられることとなりました。

また、こうした「電子書籍元年」の到来に先立ち、書籍のデジタル化という観点では、いわゆるグーグル・ブックサーチ訴訟における和解案が、全世界の著作権者に影響を及ぼす内容であったことや、2009 年の著作権法改正により、国立国会図書館が所蔵資料を自由にデジタル化できるようになったといった大きな動きがありました。こうした国内外の動きを受けて、2010 年 3 月には、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けた検討を行うことを目的として、総務省、経済産業省及び文部科学省の三省が合同で懇談会¹を設置し、同年 6 月に報告書が取りまとめられ、出版者に対して何らかの権利を付与することにつき今後検討する必要がある旨が明記されるに至りました。

当該報告を受け、文化庁は、同年 10 月に、「電子書籍の流通と円滑化に関する検討会議」を設置し、計 14 回の議論を経て 2011 年 12 月に報告書を公表しましたが、出版者への権利付与の問題に関しては、法制面における課題の整理等を行った上で、電子書籍市場の動向を注視しつつ、幅広い立場からの意見を踏まえ、制度的対応を含めて早急な対応を行うことが適当とされるに留まり、結論は先送りとされました。

¹ 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(通称「三省懇」「三省デジ懇」)

(ii)中川勉強会、経団連提言、中山提言

こうした行政の動きとは別に、元文部科学大臣の中川正春衆議院議員をはじめとした超党派の国会議員や出版関係者らが、出版者への権利付与の問題等を検討することを目的とした勉強会²を立ち上げ、2012年6月には、著作権法を早急に改正し、出版者に対し著作隣接権を付与すべきであるとの提言が公表されました。

その一方で、著作隣接権の付与には反対する声も多く、2013年2月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、上記提言に反対の意見を表明し、電子書籍ビジネスの今後の発展に期待する立場から、電子書籍の流通と促進に向け、従来の出版権（著作権法79条以下）に加えて、新たに「電子出版権」制度を創設すべきであるとの提言³を発表しました。

さらに、同年4月には、中山信弘東京大学名誉教授を中心とする有識者の研究会が、著作者との契約により設定される現行の出版権が、原則として電子出版にも及ぶよう著作権法を改正すべきであるとの提言を公表しました⁴。

(iii)出版関連小委員会における検討状況⁵

こうした提言等を受けて、出版者への権利付与の問題を検討するために、文化審議会著作権分科会は、2013年5月に出版関連小委員会を設置し、これまで計7回の会合が行われています。

小委員会での議論は、文化庁が初回の会合で提示した以下の4つの方策を基に行われ、合計15の関係団体からヒアリングも実施されました。

	内容	権利者	権利の対象
A 著作隣接権の創設	著作者とは別に独立して、第三者に利用許諾を与えたり、侵害者に差止請求等を行うことができる新たな権利として、出版行為により自動的に発生する著作隣接権を出版者に付与する制度改正を行う。	出版のための原版等（出版データ等）を作成した者	出版に必要な形態に編集された原版等（出版データ等）
B 電子書籍に対応した出版権の整備	現行の出版権を電子出版にも認め、出版者が自己の名で侵害者に対して差止請求権を行使できるように制度改正を行う。	著作者と設定契約を締結した者	設定契約の対象となった著作物
C 独占的ライセンスへの訴権付与	著作者から独占的な利用許諾を受けた者が、侵害者に対し差止請求権を行使できるように制度改正を行う。	著作者から独占的利用許諾を受けた者	独占的利用許諾の対象とされた著作物
D 契約による対応	制度改正は行わず、著作者が出版者に著作権を譲渡する契約慣行の普及を図る。	著作者から著作権を譲り受けた者	著作権譲渡の対象となった著作物

(iv)中間まとめ（案）の内容、今後のスケジュール

小委員会では、直近の第7回会合（9月5日開催）において、事務局の文化庁著作権課より、中間まとめ（案）が提示されました。

中間まとめ（案）では、関係団体ヒアリングの結果、A 著作隣接権の付与については、著作者の意思に反して権利行使される可能性や、権利者数の増加による権利処理コストの増大から流通阻害効果が予想され、副作用が大きいと考えられる等の理由から、反対する意見が多く示された一方、B 電子書籍に対応した出版権の整備については、電子書籍の流通と利用促進及び効果的な海賊版対策の観点から賛成する意見が多く示されたとされています。また、C 独占的ライセンスへの訴権付与については、特許権その他の知的財産権との平仄等に議論が及ぶ可能性があり、短期的な実現は難しい等の意見が示され、D 契約による対応については、一部権利者団体より、現行法で契約により対応することを最優先すべきだとの意見が示されたとされています。

そして、小委員会としては、B 電子書籍に対応した出版権の整備を軸に、検討を進めていくとされ

² 「出版文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」（通称「中川勉強会」）

³ 「電子書籍の流通と利用の促進に資する『電子出版権』の新設を求める」

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/016.html>

⁴ 「出版者の権利のあり方に関する提言」

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130404teigen.pdf>

⁵ <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/index.html>

ています。

その上で、①権利の主体・客体、②権利の内容、③出版権者による再許諾、④電子出版の義務・消滅請求といった制度改正を行う場合の個別の論点に関し、以下のとおり検討結果が示されています。

- ① 権利の主体・客体：権利の主体としては、現行の出版権を有している出版者に限られず、著作物を電子書籍として電子出版することを引き受ける者であれば権利の主体となれるようにすることが適当であり、権利の客体に関しては、現行の出版権で対象となっている文書又は図画に相当するものとするのが適当である。
- ② 権利の内容：電子書籍に対応した出版権の内容としては、複製権及び公衆送信権が適当である。
- ③ 出版権者による再許諾：現行法上、出版権者による再許諾はできないものとされているが、特許法における専用実施権の規定を参考に、著作権者の一定の関与を認めた上で、出版権者による再許諾を可能とすることが適当である。
- ④ 電子出版の義務・消滅請求：電子書籍に対応した出版権においても、現行の出版権と同様に、出版権者の出版義務や複製権者からの消滅請求を認めることが適当である。

一方で、小委員会で議論となった、電子書籍に対応した出版権を創設する場合における具体的な制度設計として現行の出版権の対象を電子出版にも拡張するのか、それとも現行の出版権とは別に電子出版権を創設するのか、という点については、小委員会としての結論は特段示されておらず、事実上、今後の立法作業に委ねる形になっています。

今後は、中間まとめの内容が固まり次第、パブリックコメントが行われるものと思われます。そして、パブリックコメントを受けた更なる審議を経て、おそらく来年1月までには最終的な取りまとめが行われ、来年春の通常国会には改正法案が提出されることが予想されます。

電子書籍ビジネスは、いわゆる出版業界以外の異業種からの参入も広く期待されており、今後の電子書籍ビジネスに大きな影響を及ぼす小委員会の議論や改正法案の内容については、引き続き注目する必要があります。

III. 法制・基本問題小委員会

(i) 背景と経緯

2013年6月、政府の知的財産戦略本部は、「知的財産政策ビジョン」を決定しました⁶。同決定は、グローバル化やデジタル・ネットワーク技術の発展により、知的財産政策の前提となる社会情勢は急激に変容したため、2002年の知的財産立国宣言から10年が経過したことを期に、今一度政策の再構築を行う必要があるとした上で、今後10年を見据えた知的財産政策は、①産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援、③デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備、④コンテンツを中心としたソフトパワーの強化、の4点を柱に据えて展開すべきであるとしています。

そして、これを受けた初年度の行動計画として、同月、「知的財産推進計画2013」が策定されました⁷。

法制・基本問題小委員会は、「知的財産政策ビジョン」の中で検討の方向性が示されている、(a)新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備（クラウドサービス等）、(b)クリエイターへの適切な対価還元に向けた制度整備（私的録音録画補償金制度の見直し等）、(c)裁定制度の在り方等の見直し（孤児著作物問題等）、(d)著作物等の権利帰属を一元化したライセンスの保護に関する論点、(e)放送コンテンツの二次利用の促進等、の各課題について審議を行うこととされています。

(ii) クラウドサービスに関する課題

小委員会では、現在、上記のうち、(a)について重点的に審議が行われています。2013年8月7日に開催された会合では、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）、一般社団法人新経済連盟といった関係団体や、大手IT企業からのヒアリングが行われました。

ヒアリングでは、著作権法がクラウドサービスの発展を阻害することのないよう、必要な制度改正を行うべきだとの主張が多く示され、具体的には、私的複製に関する著作権法30条1項の見直し（特に同項1号が規定する、いわゆる公衆用設置自動複製機器にクラウドサーバーが含まれないことの明確化）、利用行為主体の整理・間接侵害規定の整備、「公衆送信」概念の整理等の立法対応を求める意見が出されました。

今後の小委員会での議論においては、こうした法改正の是非や具体的な制度改正の方向性等が示される可能性もあるところです。

⁶ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/vision2013.pdf>

⁷ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf>

クラウドサービスに関する課題は、幅広い業種の企業に関係する重要なものであり、引き続き審議の動向を注視することが肝要です。

弁護士 池村 聡
 ☎ 03-6266-8507
 ✉ satoshi.ikemura@mhmjapan.com

3. 中国第三回改正商標法の成立・公布

I. はじめに

長年にわたって議論されてきた中華人民共和国商標法(以下「中国商標法」という。)の第3回改正法(以下「本改正法」という。)が、2013年8月30日、第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議第3回審議において可決された。本改正法は、2014年5月1日より施行される。

本改正法は、WTO加盟に向けた2001年の第2回改正以来、約10年ぶりの改正となる大規模な改正であり、特に商標権侵害について最大3倍の懲罰的損害賠償を認める等の商標権の保護の強化を目的として新規定、並びに抜け駆け商標の登録を阻止するための規定及び先使用権の規定が新設されるなど第三者の権利に配慮した新規定が多数盛り込まれている。その他、商標権の対象の拡大、商標権の取得するための手続き(異議申立て手続きを含む。)の簡素化など改正事項は広範にわたる。

II. 主な改正点

本改正法での主要な改正点を列挙すると以下のとおりである(条文の番号はいずれも本改正法による改正後の番号を指す。)

①商標の出願に関する改正

- A 音声、色商標の登録の可能化(第8条)
- B 出願書類の簡素化(第22条第2項)
- C 審査の迅速化—審査期限(9ヶ月)の新設(第28条)
- D 異議申立者の先行権利者又は利害関係者への限定(第33条)
- E 異議申立の審査、異議申立の決定に対する再審査(覆審)の迅速化—決定期限(原則12ヶ月)の新設(第35条第1項及び第3項)及び審級の整理(同条第2項)
- F 却下された出願の再審査の迅速化—再審査期限(原則9ヶ月)の新設(第34条)
- E 出願書類の電子化(第21条第2項)

②登録商標の使用管理に関する改正

- A 抜け駆け登録の禁止の強化(第15条第2項)
- B 他者の馳名商標を社名として登録することの禁止(第58条)
- C 馳名商標の認定の限定(第14条)
- D 先使用権の新設(第59条第3項)
- E 未使用の登録商標に基づく損害賠償の禁止(第64条)

③商標権権利保護に関する改正

- A 商標権の間接的権利侵害の新設(第57条第6号)
- B 懲罰的損害賠償の新設(第63条第1項後段)
- C 固定額損害賠償の高額化(第63条第2項)
- D 権利者の立証責任の限定(第63条第3項)
- E 商標権侵害に関する行政処罰の厳格化(第52条、第53条、第60条)
- F 登録商標に含まれる一般名称等に関する第三者の合理的な使用に対する権利行使の制限(第59条第1項及び第2項)

④登録商標の管理制度に関する改正

- A 商標法上の「商標の使用」の意義を定義(第48条)
- B 商標ライセンス契約の届出手続の対抗力(第43条第3項)
- C 3年間不使用制度の明細化(第49条第2項)

⑤その他

- A「無効審判」概念の導入(現行法の「登録商標の争い」を「無効審判」に言い換えた)
- B 無効審判・不服審判と行政訴訟の関係の明確化(第 36 条、第 55 条、第 62 条第 3 項)
- C 商標出願代理業者に対する管理の強化(第 18 条、第 19 条、第 68 条)

本稿では、上記のうち実務上特に重要と思われる②及び③の改正内容の主要なものについて解説する。

III. 登録商標の使用管理に関する改正—抜け駆け登録の禁止の強化等

(i) 抜け駆け登録の禁止の強化(第 15 条第 2 項)

本改正法では、抜け駆け登録の防止のために第 15 条第 2 項の規定を新設された。同項は、抜け駆け登録が拒絶されるべき要件として、①他人(真の保有者)が先に使用した商標と同一または近似するものであること、②出願人が当該他人(真の保有者)と契約、取引関係もしくはその他の関係を有し、当該他人の商標の存在明らかに知っていること、③当該他人(真の保有者)が異議を申し立てること、を要件としている。

(ii) 他者の馳名商標を社名(商号)として登録することの禁止(第 58 条)

本改正法では、他人の馳名商標、登録商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤認させる行為について、中国不正競争防止法に基づき処理する旨を明示的に規定した。これにより他人の馳名商標を社名(商号)として登録することが実質上禁止されることが期待される。

(iii) 商標権の効力の制限(未登録商標の先使用权等)の新設(第 59 条)

本改正法においては、第 59 条が新設され、商標権の効力の制限規定がおかれることになった。すなわち、第 1 項においては、登録商標に含まれる商品の一般名称、図形、型番、或いは直接に商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表す内容、または含まれる地名について、第 2 項においては、立体的形状の登録商標に含まれる商品自身の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必要な商品形状、又はその商品に実質的な価値を持たせるための形状について、商標権の効力が及ばないことが明文で規定されることになった。

そして、本条第 3 項において、先使用权が明文で規定されている。すなわち、商標登録者が商標登録を出願する前に、他人は既に同一種別の商品または類似する商品において登録商標と同一又は近似する商標を使用していた場合は、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲以内において当該商標を継続して使用することを禁止する権利を有しないが、適切な区別標識を加えるよう要求することができる旨の規定が新設された。なお、本項の先使用は、中国国内での使用を指すものと解釈される可能性が高い点に留意が必要である。

(iv) 未使用の登録商標に基づく損害賠償の禁止(第 64 条)

本改正法においては、第 64 条の規定が新設され、未使用の商標権に基づく損害賠償は認められない旨の規定が設けられた。商標権に基づく顧客吸引力は使用によって獲得されると考えられるため、未使用商標の侵害に対しては経済的な保護を与えないことを明文で規定するものであり、後述の懲罰的損害賠償の導入等の権利行使の強化とバランスをとった規定であると考えられる。

IV. 商標権の権利保護の強化

現行法においては、商標権の権利保護、すなわち権利行使の実効性が十分とはいえず、費用対効果の面などから権利行使を断念せざるを得ない場合も多かった。本改正法においては、商標権の権利保護を強化するための規定として以下のような規定が設けられた。

(i) 間接侵害の新設(第 57 条第 6 号)

商標権侵害の定義規定(第 57 条)に、「他人の商標専用権を侵害する行為のために故意に便宜を図り、他人が商標専用権侵害行為を実施するのに協力した場合」に商標権を侵害とする旨の規定(第 6 号)が追加された。

(ii) 懲罰的損害賠償(3 倍賠償)規定の新設(第 63 条第 1 項後段)

損害額の認定に関する現行法第 56 条第 1 項の規定をほぼ全面的に書き換え、第 63 条第 1 項として以下のとおり規定された。

同項後段において、悪意による商標権侵害については人民法院が情状を考慮して最大で 3 倍までの賠償を認定できる旨規定された。この規定により積極的な権利行使が経済的にも十分に見合う行為となることが期待される他、もとより権利侵害を抑止する効果が期待される。

また、同項には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出(訴訟費用等)についても損害として賠償を命ずることができる旨も規定されている。

(iii)権利者の立証責任の限定(第 63 条第 2 項)

また、同じ改正法第 63 条第 2 項では、商標権侵害における損害額の立証責任について、原告の負担を軽減するための規定がおかれている。

すなわち、人民法院は、権利者が挙証に尽力したが、権利侵害行為に関連する帳簿、資料は主に権利侵害者が把握している場合に、賠償金額を算定するために、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料を提供するよう命ずることができるものとされおり、さらに権利侵害者がこれを提供しない、或いは虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償金額を判定することができる旨規定された。

(iv)固定額損害賠償の高額化(第 63 条第 3 項)

権利者が現実に被った損害を算定することが困難である場合の固定損害賠償金額も 50 万元から 300 万元に引き上げられた。

(v)商標権侵害に関する行政処罰の厳格化(第 60 条)

中国においては商標権侵害を行った権利侵害者に対して、人民法院における民事訴訟の他に、工商行政管理部門による行政罰としての罰金が科されるものとされているが、その罰金について本改正法第 60 条は、現行法を大幅に改正して、同条第 2 項において金額について明示されることになった。

すなわち、不法経営額が 5 万元以上の場合は、不法経営額の 5 倍以下の過料を科することができる。また不法経営額がない、若しくは 5 万元以下の場合は、25 万元以下の過料を科することができる旨が規定されている。

さらに 5 年以内に商標権侵害行為を 2 回以上実施した、或いはその他の重大な情状があった場合は、より厳重な処罰を科さなければならない旨規定され、常習者及び情状が重大な者について、厳しい姿勢を打ち出している点も注目に値する。

参考情報:第 3 回改正商標法

<http://www.chinacourt.org/law/detail/2013/08/id/146629.shtml>

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com

セミナー・文献情報

- セミナー 『月例著作権研究会～電子出版をめぐる諸問題～』
開催日時 2013 年 9 月 20 日(金) 14:00~16:00
講師 池村 聡
主催 公益社団法人著作権情報センター (CRIC)
- セミナー 『著作権はどこへゆく - 激動の 1 年後に備える -』
開催日時 2013 年 9 月 26 日(木) 14:00~16:00
講師 池村 聡
主催 新社会システム総合研究所
- 論文 「中国最新法務事情 電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定の解説」
掲載誌 国際商事法務 Vol.41 No.9 2013 年 9 月 15 日刊
著者等 小野寺 良文
- 論文 「Q&A 相談室 会社法務 平成 24 年改正著作権法について」
掲載誌 企業会計 Vol.65 No.6 2013 年 6 月号
著者等 池村 聡

- 論文 「中華人民共和国商標法修正案（草案）」（第3回改正案）の解説」
掲載誌 国際商事法務 Vol.41 No.6 2013年6月15日刊
著者等 小野寺 良文
- 論文 「著作権法のフロンティア第8回 違法ダウンロードの刑事罰化」
掲載誌 ジュリスト 1457号 2013年8月号
著者等 池村 聡
- 論文 「近時の注目すべき知的財産関連判例について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.25 No.9 2013年9月号
著者等 池村 聡

News

➤ IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Practitioners 2013 にて高い評価を得ました

Intellectual Asset Management (IAM) Magazine の IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Practitioners 2013 において、当事務所は Litigation 分野で上位グループにランキングされ、個人では三好 豊 弁護士が高い評価を得ました。
IAM Magazine は事業資産としての知的財産を取り扱い、世界的に広く認められている雑誌です。

➤ 日本経済新聞にて、野口 祐子 弁護士のコメントが掲載されました

2013年7月30日付、日本経済新聞朝刊3面『電子書籍に著作権 海賊版差し止め出版社も可能に』と題した記事において、野口 祐子 弁護士のコメントが掲載されました。